

広島市自転車等放置防止対策業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和5年11月17日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市自転車等放置防止対策業務

(2) 業務内容

別紙「広島市自転車等放置防止対策業務基本仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

ただし、受託者が業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施していないなどとして、発注者が一定の期間を定めて是正を勧告し、当該期間中に是正しなかった場合には、期間の満了を待たずに契約を解除するものとする。(この場合、受託者の損害に対しては、発注者は一切賠償しない。)

(4) 契約上限額

令和6年度：76,692,000円

令和7年度：76,692,000円

令和8年度：76,692,000円

(各年度の金額は消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(5) 契約担当課

広島市道路交通局自転車都市づくり推進課(本庁舎8階)

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

Tel 082-504-2349 Fax 082-504-2379

電子メール jitensha@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島市自転車等放置防止対策業務に係る公募型プロポーザル説明書」(以下「プロポーザル説明書」という。)による。

3 応募資格

以下に示す要件を全て満たしている者であること。ジョイント方式での参加は、代表者及びその他の構成員が以下に示す要件を全て満たす場合に限り認める。

(1) 法人格を有すること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

4 プロポーザル説明書等の配布方法

プロポーザル説明書等は、広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→ページ右の「プロポーザル・コンペの案件情報」→ページ右の「令和5年度」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードができない場合を含む。）は、次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和5年12月22日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

前記1(5)の契約担当課

5 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和5年12月22日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 提出方法

応募資格確認申請書（様式1）を始め必要な書類を持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までの消印有効）にて提出すること。

(4) 応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請書等必要書類の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和5年12月22日（金）までの閉庁日を除く日

(2) 受付場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 受付方法

質問書（様式5）に記入の上、電子メール又はFaxで提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するほか、前記1(5)の契約担当課において、令和6年1月15日（月）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

7 提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年1月15日（月）午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記1(5)の契約担当課

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 審査

(1) 広島市自転車等放置防止対策業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査基準・方法

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にて当該提案者に係る審査結果を通知する（令和6年2月下旬を予定）。

9 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 次に掲げる応募は、無効とする。

ア 本件公示に示した応募に参加する者に必要な資格のない者がした応募

イ 提案書等に虚偽の記載をした者若しくはその他不正の行為をした者がした応募

(3) その他、詳細はプロポーザル説明書による。

(4) 今回の募集は、令和6年度から令和8年度事業の準備行為として実施するものであるため、本契約については、本件に係る予算の成立を条件とする。なお、本件に係る令和7年度及び令和8年度予算が成立しなかった等により事業が中止・縮小になった場合においても、発注者は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。